

事務事業の民間活用について提案を募集します(平成 23 年 1 月)

大阪市市政改革室

事務事業の民間活用について提案を募集します。—大阪市提案競争型民間活用—

本市では、平成 20 年度から提案競争型民間活用の取組みを進めており、現在では第一次対象事業の進捗管理を行うとともに、現行の「基本方針 Ver.1」のバージョンアップに取り組んでいます。このたび、公共サービスのさらなる担い手の最適化に向けて、平成 20 年 10 月に続いて新たに提案募集を行うこととなりました。

本件は大阪市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000100743.html>

1. 提案の募集期間

平成 23 年 1 月 6 日(木)から平成 23 年 2 月 28 日(月)まで (送付の場合は平成 23 年 2 月 28 日必着)

2. 提案をご提出いただける方 *法人、個人の別は問いません。

- 提案の内容を実施できる方
- 実施者そのものにはなれないが、提案の実現に協力できる方

※単に事業のアイデアのみの提案は受け付けておりません。

3. 提案を求める内容 *大阪市の全ての事務事業を対象として提案を求めます。

◎大阪市が現在実施している事務事業であって、民間事業者等で実施したほうが、より効果的・効率的にできると思われる事務事業とその理由

- 民間事業者等が実施した場合の具体的な効果
- 民間事業者等による効果的・効率的な事業実施を実現するための条件(必要な措置、取り除いてほしい制約等)
- 提案内容を改めて公募したときの参画の可能性

◎市民・市民活動団体と大阪市が協働で進めたほうが良いと考えられる事務事業とその理由

※ 提案については、個々の事務事業に対してのみならず、幾つかの事業を包括させたもの、既存の委託範囲をさらに拡大したものも、ぜひご検討下さい。

4. 提案の提出方法 * 次のいずれかの方法で提出してください。口頭、電話での提案はお受けできませんのでご了承下さい。

- 送付 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20 大阪市 市政改革室 宛
- FAX 06-6205-2660
- 電子メール 別添の様式により、こちらへお送り下さい。アドレス iken-ppp@city.osaka.lg.jp
- 直接、市政改革室の窓口へ提出してください。(市役所・4階南側)

〔事務事業に関するご質問・お問合せについて〕

- 提案を検討される際にご不明な点や、個々の事務事業に関する追加の情報開示については、お問合せいただければ、出来る限りお応えさせていただきます。
- ご質問・お問合せについては、提案提出と同様の方法で随時受け付けていただきますが、内容によりましてはご回答に時間がかかる場合もありますので、出来るだけお早めにお問い合わせください。(別添の様式をご利用下さい。)

5. 本市の事務事業の概要等について(参考) * 大阪市ホームページへの各URL等を掲載しています。

* 本市の組織や事務事業の概要、見直しの検討状況などについては、現在本市ホームページにて公開中の各情報をご参照下さい。

なお、現在、見直しの検討を行っている事務事業の情報等も含まれているため、提案いただいた事務事業が既に終了している場合や、既に民間活用が実施・拡充されている場合などがあります。予めご了承下さい。

大阪市の概要

- 組織一覧(組織の名称、業務内容)

http://www.city.osaka.lg.jp/main/soshiki_list.html

〔ページへのたどり方: 大阪市総合トップ → 組織一覧〕

- 大阪市の機関の役割(各所属の組織、役割分担)

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000004336.html>

〔ページへのたどり方: 大阪市総合トップ → 組織一覧 → 総務局〕

関連する市政改革の取組み

〔ページへのたどり方: 大阪市総合トップ → 組織一覧 → 市政改革室 → これからの市政改革の取組〕

- 事務事業総点検(平成21年11月)

本市が実施している全3,174事業について、これからの進め方などについての点検を行いました。

各事務事業の基本情報を網羅しています。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000057350.html>

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000057594.html>

- **事業仕分け(平成 21 年 2 月、8 月、平成 22 年 8 月)**

これまでに 3 回実施し、仕分け結果を受けた検討を続けています。

http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/887-21-4-0-0.html

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000085876.html>

- **(仮称)新しい大阪市政府をつくる市政改革基本方針 Ver.1(素案)(平成 22 年 10 月)**

今後の市政運営の考え方を公表し、パブリックコメントを経て、現在策定に向けて検討中です。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000098866.html>

提案競争型民間活用におけるこれまでの検討状況 * 平成 20 年度の提案募集結果から

[ページへのたどり方: 大阪市総合トップ → 組織一覧 → 市政改革室 → これからの市政改革の取組]

- **第一次対象事業(平成 21 年 10 月)**

事業ごとの方針を定め、順次取り組んでいます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000053922.html>

- **これまでにいただいた提案に対する見解**

大阪市提案競争型民間活用監理委員会の見解です。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/cmsfiles/contents/0000100/100743/kennkai.pdf>

- **全ての事務事業を対象として提案を募集していますので、過去に提案があり、既に検討を終了した事務事業であっても、新たな観点からの改善提案や、検討内容を反映した修正提案などを提出していただくことが可能です。**

- **その際には、従来の経過等を参考としてご活用下さい。**

[参考]パターン・テーマ別の事務事業リストについて

- **今回の提案の対象となるのは本市の全事務事業で、3,174 事業あります。(平成 21 年度ベース:事務事業リストなどは前述のホームページ「事務事業総点検(平成 21 年 11 月)」からご覧いただけます。)**

- 全ての事業となると相当量の資料となりますことから、これらとは別に、見やすさ・探しやすさを考慮し、「民間委託がなされていないもの」や「市民協働を導入できる可能性があるもの」など、パターン・テーマ別にいくつかの事務事業を抽出し、リスト編集しましたのでご活用下さい。

* このリストは平成 21 年度に実施した事務事業総点検の各事業リストをもとに編集したもので、「民間活用の可能性が低いと思われるもの」は除いてあります。（例）…事業の廃止（終了）が予定されている、規模が極めて小さい、既に民間活用や指定管理者制度を導入済み、事務執行に法令・規定により制約のあるものなど。なお、技能職員が従事する直営業務については、別途計画的に民間活用を図っております。

※詳しくは別添の事務事業リストをご参照下さい。

6. いただいた提案の取扱い その他

- いただいた提案の概要とそれに対する大阪市の考え方は今後市政改革室のホームページ上で公表する予定です。
- 提案者の氏名、名称等は公表しません。また、個別の回答はいたしません。
- いただいた提案は、今後の対象事業選定の参考とさせていただきます。対象事業は大阪市提案競争型民間活用監理委員会に意見を聴取のうえ、選定していきます。
- 今回の提案募集は今後の競争入札の参加手続きとは別のものであり、事業者選定において、提案者を有利または不利に扱うことはありません。

お問い合わせ

大阪市市政改革室 行財政改革担当

電話: 06-6208-9767、9764

ファックス: 06-6205-2660

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号(大阪市役所 4 階)

事務事業の民間活用についての意見募集

パターン・テーマ別の事務事業リスト

・提案の対象となるのは大阪市の全事務事業で、3,174 事業あります。

〔 平成 21 年度ベース:事務事業総点検のホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000057350.html> 〕

・全ての事務事業となると相当量の資料となりますことから、これらとは別に、見やすさ・探しやすさを考慮し、「民間委託がなされていないもの」や「市民協働を導入できる可能性があるもの」など、パターン・テーマ別にいくつかの事務事業を抽出し、リスト編集しましたのでご活用下さい。

＊このリストは平成 21 年度に実施した事務事業総点検の各事業リストをもとに編集したもので、「民間活用の可能性が低いと思われるもの」は除いてあります。

(例)…事業の廃止(終了)が予定されている、規模が極めて小さい、既に民間活用や指定管理者制度を導入済み、事務執行に法令・規定により制約のあるものなど。

なお、技能職員が従事する直営業務については、別途計画的に民間活用を図っております。

①民間委託等がなされていないもの（各局室関係）	1 ページ
②民間委託等がなされていないもの（各区役所関係）	7 ページ
③自己事業仕分けで「民間活用拡大等」としたもの（各局室関係）	9 ページ
④自己事業仕分けで「民間活用拡大等」としたもの（各区役所関係）	12 ページ
⑤市民協働を導入できる可能性があるもの（各局室関係）	15 ページ
⑥市民協働を導入できる可能性があるもの（各区役所関係）	22 ページ

大阪市 市政改革室 行財政改革担当

電話: 06-6208-9767、9764 ファックス: 06-6205-2660

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号(大阪市役所 4 階)

事務事業リストの見方について

- ・ 今回の事務事業リストは、平成 21 年度に実施した「事務事業総点検」において作成した資料をもとに加工したものです。
- ・ 従いまして、記載されている情報等は当時の内容であり、更新した内容ではありませんが、事業の概要や基本的な事項についてはご参照していただけるものです。
- ・ また、今回の資料作成にあたり、一部割愛・削除している項目があります。
- ・ 資料中の記号やコード番号などは、以下の説明資料をご参照下さい。

◎より詳細な資料の見方や事業データ(7桁の事務事業番号をもとに、当該所属の資料公開ページからご覧下さい。)については、「事務事業総点検」の資料を下記からご覧いただけます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000041482.html>

事務事業リストの分類コード等の説明資料

* 以下は、平成 21 年度に実施した「事務事業総点検」において、事務事業を所管する各部署が従事している仕事について自ら判定を行ったものです。

(1) 市が関与する必要性

- ・ 次の分類のうち、当該事務事業に本市が関与する事由として最も該当するものを1つ選択しています。

市が関与する必要性	記号
法律等の規定により義務付けられている事務事業であるため	a
市民が基本的な生活を営むうえで必要な生活環境水準の維持・確保を目的とした事務事業であるため	b
市民の生命・財産・権利を守るために必要な規制・監視・指導等を行う事務事業であるため	c
社会的・経済的に弱い市民を対象に、生活の安定を支援し、或いは、生活の安全網(セーフティネット)を整備する事務事業であるため	d
民間でもサービス提供がなされているが、民間だけでは市全域にわたって必要なサービスの質・量が確保できないため、これを補完する事務事業であるため	e
市の個性・特色を発展・創造し、或いは国内外に情報発信し、または魅力を高めることを目的とした事務事業であるため	f
行政内部の運営管理業務であるため	g
その他	h

(2) 実施主体の妥当性

- ・現在本市が直接実施している事務事業について、その直接実施の妥当性の事由として最も該当するものを下記から1つ選択しています。

実施主体の妥当性の事由	記号
法令の規定により行政が直接実施しなければならない業務	1
政策・施策の企画立案・意思決定業務	2
許認可・監督処分等公権力の行使	3
行政が自己の名で直接執行すること自体に意義がある業務	4
危機管理のため行政の責任において直接実施すべき業務	5
行政内部の運営管理業務	6
公正性・公平性確保、個人情報保護のため行政が自ら実施すべき業務	7
市民活動支援業務	8
民間委託等にかかる指導・監督業務	9
その他の理由によるもの	10

(3) 市民協働

- ・当該事務事業に対する市民協働について、下記から最も該当するものを選択しています。
- *今回は、下記の B-1 から B-3 に該当する事務事業を抽出したものを、「⑤市民協働を導入できる可能性があるもの（各局室関係）」、「⑥市民協働を導入できる可能性があるもの（各区役所関係）」の各リストに編集しています。

項 目		記号	
市民協働推進を目的としているか、又は、企画・実施などの事務事業プロセスの中に市民協働を導入している。 【市民協働目的または導入済み】	協働の主な相手は、別表に示す団体もしくはその構成員である。	A－1	
	協働の主な相手は、個人としての市民、NPO、ボランティア団体、企業、大学等である（下表に示す団体もしくはその構成員を除く。）。	A－2	
	その他	A－3	
市民協働推進を目的としておらず、かつ、市民協働を導入していない。	導入できる可能性がある。 【導入可能性あり】	協働の主な相手は、別表に示す団体もしくはその構成員である。	B－1
		協働の主な相手は、個人としての市民、NPO、ボランティア団体、企業、大学等である（下表に示す団体もしくはその構成員を除く。）。	B－2
		その他	B－3
	導入は難しい。 【導入困難】	事務事業の性質上、市民協働の導入が不可能である。	C－1
		市民協働を導入してもあまり意味がない。	C－2
		その他	C－3

【参考 - 市民協働とは】

市民協働の「市民」には、いわゆる市民はもとより、地域住民組織、NPO、ボランティア団体、企業、大学なども含まれます。

ただし、市民との協働にあたっては、経費の削減など行政側の論理だけで進めるのではなく、施策の企画段階や実施段階などにおいて、市民の自主性を尊重しながら目的を共有し、互いの役割と責任を明確にして取り組む必要があります。

〈表〉

市地域振興会・区地域振興会・連合振興町会・振興町会、市地域女性団体協議会・区地域女性団体協議会・単位女性会、市コミュニティ協会・区コミュニティ協会、市青少年指導員連絡協議会・区青少年指導員連絡協議会・校下（地区）青少年指導員会、市青少年福祉委員連絡協議会・区青少年福祉委員連絡協議会・校下（地区）青少年福祉委員会、市子供会育成連合協議会・区子供会育成連合協議会・（町会）単位子供会、市青少年育成推進会議・区青少年育成推進会議、市青年団体協議会・区青年団体協議会・校下単位会、区成人の日のつどい実行委員会、大阪 BBS 連盟・各地区 BBS 会、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会・地域（地区・校下）社会福祉協議会、市民生委員児童委員連盟・区民生委員児童委員連盟区支部、各区民生委員協議会・地区民生委員長会、市保護司会連絡協議会・各地区保護司会・（中学校区）分会、大阪更生保護女性連盟・各地区更生保護女性会・（中学校区）分会、市老人クラブ連合会・区老人クラブ連合会・各单位老人クラブ、地域ネットワーク委員会、区寝たきり予防推進協議会、市身体障害者団体協議会・区身体障害者団体（福祉）協議会、市体育指導委員協議会・区体育指導委員協議会、市体育厚生協会・区体育厚生協会・各支部ほか、市生涯学習推進員協議会・市生涯学習推進員各区連絡会、生涯学習推進委員会、生涯学習施設連絡会、「小学校区教育協議会―はぐくみネット―」事業実行委員会・各小学校区教育協議会―はぐくみネット―、市 PTA 協議会・各区 PTA 協議会・単位 PTA、大阪府学校歯科医会・区学校歯科医会、学校保健協議会、市視聴覚教育協議会・区視聴覚教育協議会、すきやねん大阪市民運動推進委員会・すきやねん大阪市民運動推進委員会各区実行委員会、市花と緑のまちづくり推進本部・各区花と緑のまちづくり推進本部（委員会）、社会を明るくする運動実行委員会、公園・遊園地運営協議（委員）会、市商店会総連盟・区商店会連盟・連盟加盟商店街、市小売市場連合会・区小売市場連合会・単位小売市場、市米穀連絡協議会連合会・区米穀連絡協議会、市食生活改善推進協議会・区食生活改善推進員協議会、区食品衛生協会（区）支部、区集団給食研究会、保健所協議会・区地域保健推進協議会、区老人保健推進協議会、保健事業推進協議会、エイズ啓発実行委員会、市献血推進協議会・区献血推進委員会、（財）大阪公衆衛生協会・区公衆衛生協会、市防犯協会連絡協議会・（28 警察）単位防犯協会、区交通事故防止推進会（区推進本部）、大阪府共同募金会・共同募金地区募金会、市明るい選挙推進協議会・明るい選挙推進協議会、納税貯蓄組合大阪市総連合会・各单位納税貯蓄組合、（社）大阪府医師会・区医師会、（社）大阪府歯科医師会・区歯科医師会、（社）大阪府薬剤師会・区薬剤師会、市遺族会・各区遺族会・校下遺族会、市母と子の共励会・区母と子の共励会・校下母と子の共励会、市都市環境協議会連合会・各都市環境研究会（協議会）、各公園愛護会、関係児童遊園運営委員会、各児童遊園及びちびっこ広場運営委員会、各道路愛護団体、各河川愛護団体、（区）廃棄物減量推進員連絡会、（区）防火協力会、（区）女性防火クラブ、市人権啓発推進協議会・区人権啓発推進協議会、市人権啓発推進員各区連絡会、市企業人権推進協議会・大阪市企業人権推進協議会各区支部、区政協力会
--

(4) 見直しの計画

- ・当該事務事業の見直しの時期等について、下記から選択しています。

見直し時期	記号
短期 (H22～H23)	ア
中期 (H24～H27)	イ
拡充	ウ

(5) 自己事業仕分けの判定

- ・ここまでの(1)～(10)に記入してきた内容を踏まえて、後記の「自己事業仕分けの判定区分・視点」を参考に、自己事業仕分けとしての判定を行い、下記から選択しています。

自己事業仕分けの判定	記号
不要（廃止）	a
民営化	b
国・府実施	c
市実施（民間活用拡大・市民等との協働化）	d
市実施（要改善）	e
市実施（事業規模の拡大）	f

(6) 現在の運営方法

- ・該当するすべての運営方法欄に「○」を、該当しないものには「―」を選択しています。

(7) H21 年度予算

- ・人件費を除いた平成 21 年度予算を千円単位で数字のみ記入しています。

(8) H21 年度従事職員数（平成 21 年 5 月 1 日時点）

- ・当該事務事業について、部長級以上を除く職員が年換算・合計何人で実施しているのかを記入しています。
（再任用職員・非常勤嘱託職員等は除く。）
- ・従事職員数は、原則として小数点第 1 位までで記載しています。（小数点第 2 位を四捨五入）
なお、「0.0」となっている事業は、事業としては実施していますが、年換算人員がごく小さい場合です。
- ・従事人員が他の事業との共管・合計で計上されている場合があります。

自己事業仕分けの判定区分・視点

自己事業仕分けの判定		区分	視 点	対応手法等
		不要（廃止）	①実施する妥当性がない ②目標の達成手段として不適當 ③効果がない（薄い） ④サービス受給者が自助努力・自己負担すべき ⑤他の事業と重複している など	・事業撤退・制度廃止 （民間の実施も見込めない状況を想定）
		民営化	①行政の役割終了（税金を投入すべきでない） ②サービス水準に違いがあつてよい（あるべき） ③民間事業者等の方がより効果的・効率的に実施できる など	・施設等の民間譲渡、民設民営化 ・事業主体を民間に完全移行
		国・府実施	①規模が全国的 ②全国一律のサービスであるべき ③規模が府域的 ④府下一律のサービスであるべき ⑤影響が広範囲 など	・国・府主体の実施に移行、 国・府の責任・関与拡大
		（市民等との協働大、市実施）	①民間事業者等に委ねる方が事業効果を高めやすい ②民間事業者等に委ねる方が費用を節約できる ③市民・市民活動団体とともに協働・連携して取り組む方が事業効果を高めやすい（官民の役割、責任の見直しを含む） ④外郭団体等の活用が適切かどうか など	・行政が責任を担う業務における民間委託、公設民営、PFI等アウトソーシングの拡大 ・大阪府が関与する法人（外郭団体等、地方独立行政法人）への事業移管 ・外郭団体等への委託を民間に切り替え ・市民、民間との対等の関係による協力・連携の取組、協働実施の拡大 ※事業経費（人件費含む）が縮小
		（要改善）市実施	①事業内容の見直し ②事業規模の縮小 ③自主財源確保の努力 ④期限の設定 ⑤事業の効率化 ⑥執行体制の見直し など	・直営で実施するが、効果的・効果的な実施に向け、事業の内容、実施方法、実施体制、経費等を見直し・改善 ※事業経費（人件費含む）が縮小
		（事業規模の拡大）市実施	①事業規模の拡大 ＊今回の事務事業総点検においては、漫然とした事業継続は認めないとの観点から、事業仕分けの「市実施（現行どおり）」区分は「市実施（事業規模の拡大）」区分に変更しています。	・市民ニーズの拡大等により事業を拡充 ※事業経費（人件費含む）が増加（民間活用等を行うケースも含む）

民間事業者等：民間企業、市民活動団体をいう。
 市民活動団体：地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいう。